

安全管理規則に基づく教育訓練の実施について

大学 長崎大学高度感染症研究センター実験棟生物災害等防止安全管理規則に基づき、実験棟に立ち入る者に対して教育訓練を行っています。管理区域に立ち入る者のうちBSL-4実験室に立ち入る者（実験者）に対しては4項目の講義と実技を、BSL-4実験室に立ち入らない者（警備員等）に対しては4項目の講義を実施し

ています。また、管理区域に立ち入らない者（事務職員等）に対しては3項目の講義を、一時立入者（業者等）に対しては1項目の講義を、それぞれ実施しています。これらの教育訓練は、初めて立ち入る前に実施し、その後は年に1回以上受けることになります（一時立入者は必要に応じて適宜に受講）。



安全管理基準の制定について

大学 前回の地域連絡協議会（令和6年2月13日開催）において、安全管理規則の制定についてご説明しました。この安全管理規則の施行に合わせて、その下に安全管理に関する具体的な事項を規定する「長崎大学高度感染症研究センター実験棟病原体等取扱安全管理基準」を制定し施行しました。この安全管理基準は、安全管理規則と同様に地域連絡協議会等でいただいたご意見等を踏まえ、検討を重ねて策定したものです。これまでの地域連絡協議会でお示した要点（病原体を取り扱う職員等の条件の確認、病原体等の取扱い・保管・運搬・廃棄、BSL-4実験室の使用に係る手順、実験動物の取扱い、安全管理カード、緊急事態が発生した場合の情報伝達、情報公開等）を全て反映したものとなっています。長崎大学は、安全管理規則及び安全管理基準に基づく厳格な運用を行うため、さらに必要な対応を進めていきます。地域連絡協議会

において、ご意見をいただく等、これまでご協力をいただき、ありがとうございました。

住民委員 これまで、安全対策について種々の意見を言ってきたが、今回の安全管理基準に取り込まれており、そのことは評価する。しかし、地域の人々はこれで安全であると安心しているものではないことをけっして忘れることなく、安全対策を徹底してほしい。



実験棟における緊急事態や健康障害が生じた場合の対応策の検討について

大学 本学BSL-4施設に係る事故・災害等対策に関し長崎市の地域防災計画へ掲載されることに伴い、令和6年4月に長崎市の感染症対策室、防災危機管理室、消防局等とともに現地確認を行いながら、火災等の緊急事態が生じた場合の具体的な対応策について協議を行いました。

さらに、本学BSL-4施設において災害事故等が生じた場合の対応策について、長崎市北消防署と打ち合わせを令和6年5月に行い、現行の坂本キャンパスに係る消防計画や防火・防災体制の見直しや災害事故が生じた場合の対応策の協議を行いました。

また、実験棟内で研究者が病原体等にばく露、又は怪我等による健康障害が生じた場合の対応策

について、長崎大学病院長等と打ち合わせを令和6年4月に行いました。今後、長崎大学病院の医療従事者等を対象に勉強会を行うとともに、同病院と協力しながら具体的な対応策の検討を進めることにしています。

大学病院 長崎大学病院には第一種感染症病床という病床が2床あります。この病床は海外で感染性及び致死性が高い病原体に感染したか、その疑いのある方などに入らせていただくためのものですが、BSL-4施設で万が一の事故があった場合にも対応できる設備が整っています。また、病原体等が外部へ漏れ出すことがない万全の体制を備えた施設となっています。



長崎市の地域防災計画について

長崎市 長崎市地域防災計画におけるBSL-4施設の取扱いについては、前回の地域連絡協議会において、第5章「大規模事故対策計画」に特定一種病原体等所持施設（BSL-4施設）に係る事故・災害等対策を追加する案を提示し、長崎市防災会議で協議する旨をご説明しました。令和6年3月開催の防災会議では地域連絡協議会で頂いた意見を反映させた案が審議され、異議なく承認されました。長崎大学のBSL-4施設が厚生労働大臣から特

定一種病原体等所持施設として指定がされた日から、地域防災計画に掲載することになります。

住民委員 長崎大学のBSL-4施設に係る事故、災害等について、市民の安全、生命、財産を守るべき長崎市の役割が明確に表明されていて、その意味では安心したところである。今後も引き続き、そのような姿勢で取り組んでいただきたい。

地域連絡協議会とは

高度安全実験（BSL-4）施設の運用状況に関する情報を地域の皆様へお伝えし、施設の厳格な管理及び安全な運用を維持するために、長崎県、長崎市及び長崎大学で構成する三者連絡協議会に置かれたものです。

BSLとは

バイオセーフティーレベル（Biosafety Level）の略で、ウイルスや細菌などの病原体を生物学的な危険度で分類した指標であり、同時にそれらを取り扱う実験施設の分類です。病原体の分類は、その病原性（病気の重篤度、感染性等）、ワクチンや治療法の有無、公衆衛生上の重要性を考慮して、危険度の高い方からBSL-4～BSL-1に分類されています。それに合わせて、実験施設も、病原体封じ込めレベルや管理レベルの高い方からBSL-4～BSL-1に分類されています。感染すると、有効な治療法がなく、また予防法もない病原体（エボラウイルスやマールブルグウイルス等）にも対応できる、安全性を十分に備えた施設がBSL-4施設です。